

令和８年度の奈良県立高等学校入学者一次選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者二次選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者通信制課程選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特別選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者成人特別選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者選抜追検査実施要項、調査書及び学習成績一覧表等作成要領、県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領並びに他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領について次のように定めます。

令和７年１１月４日

奈良県教育委員会教育長 大 石 健 一

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者一次選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者一次選抜については、この要項（以下「一次選抜実施要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次のアからウのいずれかに該当するもの。ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者

- (2) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科応募にあたっては、**1 応募資格**(1)に加えて次のアからウを追加要件とします。

ア 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けた者

イ 自力通学が可能である者

ウ 山辺高等学校が実施する教育相談を受けた者

2 一次選抜を実施する学校・学科（コース）

「令和 8 年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「**入学者選抜概要**」といいます。）に示します。

3 募集人員

募集人員は、「令和 8 年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。なお、全国募集特別選抜後に確定した募集人員については、令和 8 年 2 月 12 日（木）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第 1 希望校とし、出願は 1 校 1 学科（コース）に限りします。

- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間にも出願することができます。
第二出願期間に出願する高等学校を第2希望校とし、出願は1校1学科（コース）に限りです。ただし、第二出願期間に出願できる学科（コース）は、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限りです。
- (3) 順位を付けて2又は3学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校一次選抜に出願できません。
- (7) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領7参照）が必要です。
- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。
- ア 第一出願期間
令和8年2月16日（月）午前9時から同月24日（火）午後3時まで
- イ 第二出願期間
令和8年2月25日（水）午前9時から同年3月2日（月）午後3時まで
- (2) 志願者は、出願受付期間内に奈良スーパーアプリWeb出願システム（以下「Web出願システム」といいます。）により、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として、全日制課程は2,200円、定時制

課程は950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。

- (5) 面接を実施する学科(コース)への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票(様式9)を、Web出願システムにより提出してください。
- (6) 奈良県立高円芸術高等学校音楽科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択し、実技検査演奏曲楽譜送付票(様式10)とともに、演奏曲の楽譜(書き込みのないもの)を奈良県立高円芸術高等学校へ郵送してください(第一出願期間出願受付最終日必着)。
- (7) 奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択してください。
- (8) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (9) 出願手続きが完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (10) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (11) 中学校長は、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科への志願者については、入学志願資格承認申請書(様式11)及び申請の理由を証明する書類をWeb出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
- (2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局高校教育課長(以下「高校教育課長」といいます。)宛て、令和8年1月14日(水)から同月16日(金)までに提出してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、提出する必要はありません。
 - ア 学習成績一覧表(様式5)
 - イ 学習成績分布表(様式6及び様式7)
- (3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、第1希望校へは令和8年2月24日(火)午後3時まで、第2希望校へは同年3月2日(月)午後3時までに到着のものに限りま

す。

提出期間 ア 第一出願期間（第1希望校へ）

令和8年2月16日（月）午前9時から同月24日（火）午後3時まで

イ 第二出願期間（第2希望校へ）

令和8年2月25日（水）午前9時から同年3月2日（月）午後3時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 特技に関する記録〔体育〕（様式2）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要）

ウ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

(4) 出願者に関する書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受領書等の返信用として中学校の宛先を明記し、760円（簡易書留・速達料金を含みます。）分の切手を貼った封筒（定形郵便物用長形3号 12.0cm × 23.5cm）1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、提出する高等学校に、出願者数、出願者氏名、その他必要な事項を連絡してください。

(5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検査

(1) 検査は、「第1日」は令和8年3月4日（水）に、「第2日」は同月5日（木）に、出願した第1希望の高等学校で実施します。ただし、奈良県立十津川高等学校に出願した場合、奈良県立十津川高等学校（吉野郡十津川村大字込之上58）又は奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町大字秦庄22-1）を検査会場として選ぶことができます。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、次のア、イにより実施します。

ア 全日制課程

国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）の学力検査又は国語、数学

及び英語（各 50 点満点）の学力検査並びに学校独自検査（独自問題、作文、面接、実技検査の 4 種類の検査のうち各高等学校が選択した検査）を実施します。

イ 定時制課程

国語、数学及び英語（各 50 点満点）の学力検査に加えて、面接を実施します。

(3) 各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(5) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(6) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規 1 組（理科の検査で使用できます。）、昼食（入学者選抜概要に示す各高等学校の日程で必要かどうか確認してください。）、上靴、その他指示された用具等

(7) 検査時に所持、使用してはいけないもの

分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(8) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。

8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ：調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合

計点（144点満点）、加重配点（学習成績の取扱いを変えること又は学力検査の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点

資料Ⅱ：検査成績

一次選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ：調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について合否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）をすることができます。調査書の特別な取扱いについては、次のアからウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

ア 学科（コース）ごとに、一次選抜の募集人員から合格人数枠を除いた人員について、(3)に基づき合否の判定を行ってください。ただし、第2又は第3志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について合否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、(3)に基づき合否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2又は第3志望を認める学科（コース）において、受検者の第2又は第3志望により募集人員を超えた場合は、調査書の特別な取扱いを行ってください。

- (5) 高等学校において順位を付けて2又は3学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して可否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (7) 第一出願期間に出願した者で可否の判定を行った後、募集人員に満たなかった学科（コース）において、第二出願期間に出願した者で可否の判定を行ってください。
- (8) 定時制課程において、一次選抜による受検者数と成人特別選抜による受検者数の合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特別選抜による合格予定者数は次の式により算出し、一次選抜による合格予定者数は、募集人員から成人特別選抜による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特別選抜による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特別措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和8年3月13日（金）14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb 出願システムにより速やかに提出してください。4 **出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届（様式8）を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、

Web 出願システムにより速やかに提出してください。なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書（様式 18）とそれに関わる書類を、第 1 希望校及び第 2 希望校のどちらにも、Web 出願システムにより提出してください。

- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合は、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和 7 年 12 月 26 日（金）までとします。

- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合は、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により奈良県立高等学校入学者一次選抜に出願を希望する者は、令和 8 年 1 月 19 日（月）までに出願する高等学校長に申し出てください。 **4 出願の制限**(2)により 2 校に出願する場合は、第 1 希望校及び第 2 希望校のどちらにも申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者二次選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者二次選抜については、この要項（以下「二次選抜実施要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 二次選抜の実施

二次選抜は、一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

2 応募資格

応募資格は、一次選抜実施要項 1 応募資格(1)に準じます。

3 募集人員

募集人員は、令和 8 年 3 月 13 日（金）に発表します。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1 校 1 学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて 2 又は 3 学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (3) 出願後、志願の取消しはできません。
- (4) 公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者二次選抜に出願できません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 7 参照）が必要です。
- (6) 奈良県公立高等学校入学者一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜を受検していない者は、出願できません。ただし、一次選抜又はインクルーシブ教育推進特別選抜における追検査申請者、覚書により三重県の後期選抜を受検した者及び「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の 3、4 に該当する者は、出願することができます。
- (7) 奈良県外から奈良県十津川村に移住し、寮生活をしながら奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者は、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）に必要な書類を添え、令和 8 年 3 月 18 日（水）正午までに、奈良県教

育委員会教育長の承認を得る必要があります。ただし、他の都道府県の一般選抜等を受検している者に限ります。なお、保護者の奈良県への転居は必要ありません。

- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和8年3月16日（月）午前9時から同月18日（水）午後4時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、入学考査料として、全日制課程は2, 200円、定時制課程は950円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay（ペイペイ）によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (6) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (7) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (8) 「自己アピール文」の提出は不要です。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項 **6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和8年3月18日（水）午後4時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和8年3月16日（月）午前9時から同月18日（水）午後4時まで
提出書類 ア 調査書（様式1）
イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)の
キに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

- (1) 検査は、令和8年3月24日（火）に、出願した高等学校で実施します。ただし、奈良県立十津川高等学校に出願した場合、奈良県立十津川高等学校（吉野郡十津川村大字込之上58）又は奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町大字秦庄22-1）を検査会場として選ぶことができます。
- (2) 検査は、面接を実施します。
- (3) 各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具及び上靴
- (5) 検査時に所持、使用してはいけないもの
スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの
- (6) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (7) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅳに基づいて行ってください。

資料Ⅰ：調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）又は加重配点をした後の学習成績の
合計点

資料Ⅱ：検査成績

面接の得点

資料Ⅲ：一次選抜の国語、数学及び英語の学力検査の得点又はインクルーシブ教育推進特別選抜の口頭試問の得点（一次選抜における追検査対象者は国語、数学及び英語の追検査の得点）

資料Ⅳ：調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅳを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰ、資料Ⅱ及び資料Ⅲを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅳ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 高等学校において順位を付けて2又は3学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(6) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和8年3月25日（水）正午に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 その他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb出願システムにより速やかに提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 上記4(7)に該当する志願者は、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の8(1)により、事前に資料請求の手続きをしてください。

(4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生

徒がいる場合は、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

- (5) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合は、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者通信制課程選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立山辺高等学校における通信制課程の入学者選抜については、この要項（以下「通信制課程選抜実施要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、一次選抜実施要項 1 応募資格(1)に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次選抜の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「令和 8 年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。ただし、通信制課程二次選抜は、通信制課程選抜で定員に満たなかった場合に実施します。

4 出願の制限

- (1) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (2) 出願後、志願の取消しはできません。
- (3) 公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、通信制課程選抜及び通信制課程二次選抜に出願できません。
- (4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 7 参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (6) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	出 願 受 付 期 間
通 信 制 課 程 選 抜	令和 8 年 2 月 2 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 3 時まで
通信制課程二次選抜	令和 8 年 3 月 1 6 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 3 月 1 8 日（水）午後 4 時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に Web 出願システムにより、奈良県立山辺高等学校

長へ出願してください。

- (3) 通信制課程の志願者は、入学考査料の納入を要しません。
- (4) 出願時に実施検査の種類（作文又は面接）を選択してください。ただし、面接を選択した場合でも、「自己アピール文」の提出は不要です。
- (5) 出願手続きが完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項 **6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、通信制課程選抜においては令和8年2月5日（木）午後3時まで、通信制課程二次選抜においては同年3月18日（水）午後4時までに到着のものに限ります。

選抜の種類	提出期間
通信制課程選抜	令和8年2月2日（月）午前9時から 令和8年2月5日（木）午後3時まで
通信制課程二次選抜	令和8年3月16日（月）午前9時から 令和8年3月18日（水）午後4時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)の
キに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立山辺高等学校で実施します。

各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検査日
通信制課程選抜	令和8年2月9日（月）
通信制課程二次選抜	令和8年3月24日（火）

なお、日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、作文又は面接（50点満点）を実施します。詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(3) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具及び上靴

(4) 検査時に所持、使用してはいけないもの

辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(5) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(6) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

(1) 奈良県立山辺高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ：調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ：検査成績

作文の得点又は面接の得点

資料Ⅲ：調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日の14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

選 抜 の 種 類	合 格 発 表 日
通 信 制 課 程 選 抜	令和8年2月13日（金）
通信制課程二次選抜	令和8年3月25日（水）

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、奈良県立山辺高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb 出願システムにより速やかに提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和7年12月26日（金）までとします。
- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者通信制課程選抜又は奈良県立高等学校入学者通信制課程二次選抜に出願を希望する者は、令和8年1月19日（月）までに奈良県立山辺高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、奈良県立山辺高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

次のアからウのいずれかに該当する者で、かつ、奈良県外に居住しているもの。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。

）を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」

に含めます。）した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 9 5 条各号のいずれかに該当する者

2 全国募集特別選抜を実施する学校・学科

次のアからウの枠組みで実施します。

ア 高等学校入学後、各校が指定する運動部に所属し、選手として 3 年間継続して活動する意欲がある者が志願できる学校・学科及び指定する運動部は、次のとおりです。

学 校	学 科	指定する運動部
奈良県立山辺高等学校	総合学科	馬術部、 ライフル射撃部
	農業探究科	
奈良県立御所実業高等学校	環境緑地科	ラグビー部
	機械工学科	
	電気工学科	
	都市工学科	
	薬品科学科	
奈良県立宇陀高等学校	普通科	自転車競技部
	情報科学科	
	こども・福祉科	
奈良県立王寺工業高等学校	機械工学科	ボクシング部
	電気工学科	

	情報電子工学科	
奈良県立十津川高等学校	総合学科	ボート部

イ 各校の学科に対して強い目的意識がある者が志願できる学校・学科は、次のとおりです。

学 校	学 科
奈良県立御所実業高等学校	薬品科学科
奈良県立奈良南高等学校	伝統建築科

ウ 奈良県十津川村に移住し、寮生活をしながら奈良県立十津川高等学校総合学科での学習を希望する者を対象に実施します。

3 募集人員

上記 2 のアからウそれぞれにおいて学校・学科ごとに一次選抜の募集人員の 15% (小数点以下切り捨て) とします。

4 出願の制限

- (1) 出願は、1 校 1 学科に限ります。同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (2) 出願後、志願の取消しはできません。
- (3) 上記 2 のア又はイの場合、奈良県立高等学校全国募集入学志願許可申請書（様式 15）に必要な書類を添え、令和 8 年 1 月 14 日（水）から同月 29 日（木）午後 5 時まで、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。また、上記 2 のウの場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）に必要な書類を添え、令和 8 年 1 月 14 日（水）から同月 29 日（木）午後 5 時まで、奈良県教育委員会教育長の承認を得る必要があります。
- (4) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (5) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

令和 8 年 2 月 2 日（月）午前 9 時から同月 5 日（木）午後 3 時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、入学考査料として2, 200円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 出願時に「自己アピール文」記入票(様式9)を、Web 出願システムにより提出してください。
- (6) 出願手続きが完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (7) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (8) 志願者は、上記4(3)の事前の手続により奈良県教育委員会教育長の承認を得た申請書(様式14又は様式15)をWeb 出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、令和8年2月5日(木)午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和8年2月2日(月)午前9時から同月5日(木)午後3時まで

提出書類 ア 調査書(様式1)

イ 副申書(様式3) (調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要)

7 検査

- (1) 検査は、令和8年2月9日(月)に、出願した高等学校で実施します。ただし、奈良県立十津川高等学校に出願した場合、奈良県立十津川高等学校(吉野郡十津川村大字込之上58)又は奈良県立教育研究所(磯城郡田原本町大字秦庄22-1)を検査会場として選ぶことができます。日程等の詳細については、「**入学者**

選抜概要」に示すとおりです。

- (2) 検査は、国語、数学及び英語の口頭試問、並びに面接を実施します。加えて作文を実施する場合があります。各高等学校・学科で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具及び上靴
- (4) 検査時に所持、使用してはいけないもの
分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの
- (5) 受検上の留意事項
 - ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
 - イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
 - ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて行ってください。

資料Ⅰ：調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ：検査成績

全国募集特別選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ：調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 可否の判定については、原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和8年2月12日（木）14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）を速やかに提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 志願者は、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の8(1)により、事前に資料請求の手続をしてください。
- (4) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者全国募集特別選抜に出願を希望する者は、令和8年1月19日（月）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応募資格

応募資格は、一次選抜実施要項 1 **応募資格**(1)に定める資格を有する者で、次の(1)及び(2)が全て当てはまるもの

- (1) 肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者かつ特別な支援機器等によっても、学力検査受検において表現活動が著しく困難であるため、特別な検査が必要であると奈良県教育委員会が認めた者
- (2) 医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者

2 インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校

志願者の在籍中学校長及び当該市町村教育委員会と奈良県教育委員会が十分な相談のうえで決定した全日制課程の高等学校

3 募集人員

一次選抜実施要項 3 **募集人員**によります。ただし、インクルーシブ教育推進特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第 1 希望校とし、出願は 1 校 1 学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間にも出願することができます。
第二出願期間に出願する高等学校を第 2 希望校とし、出願は 1 校 1 学科（コース）に限ります。ただし、第二出願期間に出願できる学科（コース）は、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない上記 2 の学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて 2 又は 3 学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者

又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 7 参照）が必要です。

- (7) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (8) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和 8 年 2 月 1 6 日（月）午前 9 時から同月 2 4 日（火）午後 3 時まで

イ 第二出願期間

令和 8 年 2 月 2 5 日（水）午前 9 時から同年 3 月 2 日（月）午後 3 時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に Web 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者は Web 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第 1 希望校の入学考査料として、2, 2 0 0 円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)による QR コード決済のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 面接を実施する学科（コース）への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票（様式 9）を、Web 出願システムにより提出してください。
- (6) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A 4 判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (7) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (8) インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式 2 0）に必要な書類を添え、令和 7 年 9 月 3 0 日（火）までに奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- (9) 志願者は、インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書（様式 2 0

）をWeb 出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項 **6 調査書等の提出** に準じます。

7 検査

- (1) 検査は、令和8年3月4日（水）に、出願した第1希望の高等学校で実施します。
日程等の詳細については、別途通知します。
- (2) 検査は、国語、数学及び英語の口頭試問（各50点満点）並びに一次選抜で第1希望校において学校独自検査（面接）を実施する学科（コース）においては面接を実施します。各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。

8 入学者の選抜

選抜に当たっては、調査書成績、口頭試問及び面接の結果に基づいて、可否を判定してください。

9 合格発表

令和8年3月13日（金）14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb 出願システムにより速やかに提出してください。**4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届（様式8）を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web 出願システムにより速やかに提出してください。なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web 出願システムにより提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特別選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者外国人・帰国生徒特別選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

一次選抜実施要項 1 **応募資格**(1)に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウのいずれかに該当するもの。

- ア 保護者の海外勤務等に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して 2 年以上の者で、令和 7 年 1 月 1 日以降に帰国したもの
- イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第 4 学年以上の学年に編入学したもの
- ウ 外国人の生徒で、原則として小学校第 4 学年以上の学年に編入学したもの

2 外国人・帰国生徒特別選抜を実施する学校・学科

奈良県立国際高等学校 国際科

奈良県立法隆寺国際高等学校 総合英語科

奈良県立高取国際高等学校 国際コミュニケーション科

3 募集人員

各校各学科若干名

4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第 1 希望校とし、出願は 1 校 1 学科に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間にも出願することができます。第二出願期間に出願する高等学校を第 2 希望校とし、出願は 1 校 1 学科に限ります。ただし、第二出願期間に出願できる学科は、上記 2 の学科に限ります。
- (3) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (4) 出願後、志願の取消しはできません。
- (5) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 7 参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

- (7) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和8年2月16日（月）午前9時から同月24日（火）午後3時まで

イ 第二出願期間

令和8年2月25日（水）午前9時から同年3月2日（月）午後3時まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として2,200円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (6) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (7) 「自己アピール文」の提出は不要です。
- (8) 志願者は、次の書類をWeb 出願システムにより提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、イ及びウの提出は不要です。
- ア 外国人・帰国生徒特別選抜適用申請書（様式12）
- イ 海外生活を証明する書類
- ウ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出

してください。ただし、郵送の場合は、第1希望校へは令和8年2月24日（火）午後3時まで、第2希望校へは令和8年3月2日（月）午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 ア 第一出願期間（第1希望校へ）

令和8年2月16日（月）午前9時から同月24日（火）午後3時まで

イ 第二出願期間（第2希望校へ）

令和8年2月25日（水）午前9時から同年3月2日（月）午後3時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）（調査書を提出できない場合は、これに代わるもの）

イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

7 検査

(1) 検査は、令和8年3月4日（水）に、出願した第1希望の高等学校で実施します。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(2) 検査は、数学及び英語の学力検査（各50点満点）、作文（50点満点）並びに面接を実施します。

(3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した一次選抜の学力検査の問題を使用して実施します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

(5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。

(6) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、直定規、コンパス、昼食及び上靴

(7) 検査時に所持、使用してはいけないもの

分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(8) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合

は、集合時の指示に従ってください。

- (9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。

8 入学者の選抜

選抜に当たっては、学力検査及び作文の得点並びに面接の結果等を考慮して、総合的に判定してください。

9 合格発表

令和8年3月13日（金）14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb 出願システムにより速やかに提出してください。 **4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届（様式8）を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web 出願システムにより速やかに提出してください。なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web 出願システムにより提出してください。

- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合は、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和7年12月26日（金）までとします。

- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合は、出願までに高校教育課長に申し出てください。

- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、

進学先の高等学校長に提出してください。

- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者成人特別選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者成人特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

1 応募資格

一次選抜実施要項 1 **応募資格**(1)に定める資格を有する者で、平成 2 0 年 4 月 1 日以前に生まれたもの

2 成人特別選抜を実施する高等学校・課程

奈良県立高等学校定時制課程

3 募集人員

一次選抜実施要項 3 **募集人員**によります。ただし、成人特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願手続

- (1) 成人特別選抜を希望する者は、一次選抜実施要項により手続をしてください。
- (2) Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (3) 志願者は、入学考査料として 950 円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay（ペイペイ）によるQRコード決済のいずれかで納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (4) 出願後、志願の取消しはできません。
- (5) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (6) 「自己アピール文」の提出は不要です。

5 検査

- (1) 検査は、令和 8 年 3 月 4 日（水）に、出願した第 1 希望の高等学校において、作文（5 0 点満点）及び面接を実施します。
- (2) 作文の問題は、奈良県教育委員会が作成します。
- (3) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具及び上靴
- (4) 検査時に所持、使用してはいけないもの

辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(5) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(6) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。

6 入学者の選抜

作文の得点及び面接の結果を資料とし、総合的に判定します。

なお、成人特別選抜による受検者数と一次選抜による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一次選抜実施要項 **8 入学者の選抜**(8)により合格者を決定することを原則とします。

7 合格発表

令和8年3月13日（金）14時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

8 その他

この要項に定めるもののほか、実施については、一次選抜の要項に準じます。

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者選抜追検査実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者選抜における追検査については、この要項に基づいて実施します。

1 追検査対象者

インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で、一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、外国人・帰国生徒特別選抜、成人特別選抜の検査を欠席した者の中で、追検査を希望する者

2 追検査を設定しない学科（コース）

奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科（シェフコース、パティシエコース）

3 受検手続

(1) 追検査を希望する者は、検査当日に中学校長を経て出願した高等学校長にその旨を申し出てください。一次選抜実施要項 **4 出願の制限** (2) による場合は、第 1 希望校及び第 2 希望校どちらの高等学校にも申し出てください。また、中学校長は、令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 3 時までに、Web 出願システムにより追検査申請書（様式 18）と受検できなかった理由を証明する書類（病気の場合は検査当日の医師の診断書）を、Web 出願システムにより高等学校に提出してください。申請を受けた高等学校長は、Web 出願システムにより追検査対象証明書（様式 19）を中学校長に交付してください。追検査対象証明書（様式 19）の交付をもって、志願者からの追検査申請が可能になります。

(2) 志願者からの追検査の申請受付期間は、次のとおりです。

令和 8 年 3 月 13 日（金）午前 9 時から同月 16 日（月）午後 3 時まで

(3) 志願者は、申請受付期間内に Web 出願システムにより、志願する高等学校長へ申請してください。

4 検査

(1) 検査は、令和 8 年 3 月 17 日（火）に、奈良県立教育研究所で実施します。

(2) 一次選抜の追検査は、追検査対象者が一次選抜で第 1 希望校とした高等学校の学科（コース）で実施されたものと同じ教科の学力検査を実施します。また、インクルーシブ教育推進特別選抜の追検査は口頭試問（国語、数学、英語）、外国人・帰国生徒特別選抜の追検査は学力検査（数学、英語）及び作文、成人特別選抜

の追検査は作文を実施します。

(3) 学力検査は、奈良県教育委員会で作成した追検査の問題を使用して実施します。

(4) 英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

(5) 受検に必要なもの（持参品）

欠席した検査の受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規 1 組（理科の検査で使用できます。）、昼食（5 教科の場合）及び上靴

(6) 検査時に所持、使用してはいけないもの

分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(7) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

5 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 募集人員を超えて合格者を決定することができます。

(3) 合否の判定については、各選抜の要項に基づいて、次の資料Ⅰから資料Ⅲにより総合的に行ってください。

資料Ⅰ：調査書成績

資料Ⅱ：検査成績

資料Ⅲ：調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

6 合格発表

令和 8 年 3 月 1 8 日（水） 1 5 時に、Web 出願システムにより本人に通知します。

7 その他

(1) 中学校長は、追検査受検願提出者で検査当日欠席者があるときは、高校教育課教

育指導係に連絡をとり、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web 出願システムにより欠席届（様式8）を速やかに提出してください。

- (2) 追検査で合格した場合、他の合格は無効とします。

調査書及び学習成績一覧表等作成要領

調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成については、この要領に基づいてください。

1 調査書

- (1) 調査書（様式1）は、生徒指導要録に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たっては、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。
- (2) 調査書は、県内中学校は電子データで提出してください。県外中学校は郵送にて提出してください。
- (3) 調査書の「生徒番号」欄には、学習成績一覧表（様式5）の当該生徒の生徒番号（第3学年生徒全員について、1から始まる一連の番号）と同じ番号を記入してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入してください。また、令和7年12月24日以降に転・編入学した生徒についても、斜線を記入してください。
- (4) 調査書の「卒業・卒業見込み」については、令和8年3月1日付けで該当するものを○印で囲んでください。
- (5) 学習成績は、次のアからキに従って記入してください。

ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第1学年、第2学年及び第3学年の成績とします。令和8年3月卒業見込みの者の第3学年の成績は、第1学期及び第2学期の成績によってください。ただし、2学期制を実施している中学校においては、4月から12月までの成績によってください。

イ 各教科別に、次の(ア)及び(イ)により、各教科別、学年ごとに記入してください。

(ア) 生徒指導要録に記載された第1学年及び第2学年の第3観点（主体的に学習に取り組む態度）における観点別学習状況の評価のA、B、Cをそれぞれ3、2、1に読み替えた数値

(イ) 第3学年の第1学期及び第2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値を2倍した数値、又は、第3学年の第1学期及び第2学期のそれぞれの5段階評定値を合計した数値

ただし、2学期制を実施している中学校においては、上記に準じて第3学年

の評定値を算出してください。

ウ 学習成績の算出に当たっては、中学校長は、各教科の学習成績算出資料（様式 4）を作成し、1年間これを保存してください。

エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、ア及びイのとおりとします。

オ 過年度卒業者についても、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第1学年及び第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価及び第3学年の評定を記入してください。

カ 外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒については、**4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について**に従って調査書その他の書類を作成してください。

（※ なお、カに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。）

キ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が中学校に登校したくともできない状況にあることで、参考にできる資料等が乏しく、適切な評価に努めても、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒、並びに特別支援学級又は特別支援学校に在籍する知的障害がある生徒で、評価を文章で記述するため、ア及びイのとおり評価ができない教科がある生徒については、次の(ア)から(ウ)により記入してください。

なお、県外中学校から出願する者について、調査書を手書きで作成する場合、次の(カ)及び(キ)により調査書を訂正してください。

(ア) 第1学年、第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価を記入してください。各学年において、イ(ア)のとおり評価ができた期間がない教科の学習成績欄は「—」と記入してください。

(イ) 第3学年における学習成績をア及びイ(イ)のとおり評価できた期間に応じて各教科の満点を、5点又は10点として算出してください。ア及びイ(イ)のとおり評価ができた期間がない教科の学習成績欄は「—」と記入してください。

(ウ) 各教科の学習成績の合計欄には、各学年に記入された数値を合計し、「〔評価ができた学年の学習成績の合計〕／〔満点〕」と記入してください。また、

各学年の学習成績の合計欄には、各教科に記入された数値を合計し、「〔評価ができた教科の学習成績〕／〔満点〕」を記入してください。各教科、各学年の学習成績の合計欄には、「〔評価ができた教科の学習成績の合計〕／〔評価ができた教科の学習成績の満点の合計〕」を記入してください。

- (エ) 教科ごとに、すべての学年の学習成績の記載が「―」の場合は、当該教科の学習成績の合計欄も「―」と記入してください。また、学年ごとに、すべての教科の学習成績の記載が「―」の場合は、当該学年の学習成績の合計欄も「―」と記入してください。

なお、学習成績のすべての教科の学習成績欄に「―」と記入した場合は、各教科、各学年の学習成績の合計欄も「―」と記入してください。

- (オ) 中学校長は副申書（様式3）を作成し、調査書と併せて高等学校へ提出してください。副申書には、学習成績の記入が困難な事由及び学校としての指導の経緯等を記載し、原則として医師の診断書やカウンセラーとの相談の記録等の資料を、必ず添付してください。添付資料については、中学校長が原本証明したものとします。

- (カ) 学習成績の合計が算出できた場合

調査書の学習成績の合計欄に記載された「／〔満点〕」の〔満点〕を黒の二本線で消し、その上部に〔評価ができた教科の学習成績の満点の合計〕を記入してください。

- (キ) 学習成績の合計が算出できない場合

調査書の学習成績の合計欄に記載された「／〔満点〕」の〔満点〕を黒の二本線で消してください。

- (※ なお、キに該当する生徒の調査書成績については、その生徒の検査成績、その生徒が出願した高等学校の全受検者の検査成績及び学習成績を基に算出します。)

- (6) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入の際には、次のアからエ及び調査書記入上の注意事項に留意してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、「総合的な学習の時間」について、取り組んだ内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動の状況について、主な事実を記入してください。その際、生徒会本部役員であるか学級活動の中での役員であるかの区別ができるように記入してください。

ウ 「行動の記録」欄には、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、中学校生徒指導要録の「行動の記録」欄において各中学校が定めた評価項目の趣旨に照らして第1学年から第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満足できる状況にあると判断されたものについて、その評価項目を記入してください。

エ 「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動、資格取得等のア及びイ以外の活動について、その実績等を具体的に記入してください。この場合、部活動については、所属年限や活動状況がわかるように記入してください。また、大会等での実績の記入に当たっては、志願者本人が大会登録メンバー（レギュラーとして先発出場したか否かは問いません。）として出場したものについて、賞状、記録集及び証明書等で確認の上、成績とともに学年及び主催者名について記入例に従って記入してください。また、「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績や活動の記録等も記入してください。検定等の資格取得の記入に当たっては、記入例に従って主催者名、名称及び資格取得年月を記入してください。

(7) 令和2年3月以前の卒業者については、(5)及び(6)は記入する必要はありません。

2 学習成績一覧表

(1) 学習成績一覧表（様式5）は、令和7年12月23日において第3学年に在籍する生徒全員について、学級ごとに別葉で作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

(2) 「生徒番号」欄には、調査書と同じ番号（第3学年生徒全員について、1から始まる一連の番号）を記入してください。

(3) 学習成績が144点満点で評価できない生徒については、備考欄にカ又はキ（作成要領1(5)のカ、キに対応）を記入してください。

3 学習成績分布表

学習成績分布表（様式 6 及び様式 7）は、学習成績一覧表に学習成績を 1 4 4 点満点で記入した生徒全員について作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について

外国の学校（日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設を除きます。）から中学校に編入学した生徒及び中学校夜間学級に編入学した生徒についての調査書その他の書類は、次の(1)から(3)に基づいて作成してください。

(1) 編入学した中学校又は中学校夜間学級に在籍している期間の学習成績の算出等について

ア 第 2 学年、第 3 学年に編入学した生徒については、次の(ア)から(エ)の区分に応じ、中学校又は中学校夜間学級に在籍した期間についての学習成績を算出してください。

(ア) 第 3 学年の第 3 学期以降に編入学した者

学習成績を算出する必要はありません。調査書の学習成績の欄は空欄にしてください。

(イ) 第 3 学年の第 2 学期に編入学した者

第 3 学年の第 2 学期の成績を 4 5 点満点（5 点×9 教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「1 4 4」を消し、「4 5」と記入してください。

(ウ) 第 3 学年の第 1 学期に編入学した者

第 3 学年の第 1 学期及び第 2 学期の成績を 9 0 点満点（1 0 点×9 教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「1 4 4」を消し、「9 0」と記入してください。

(エ) 第 2 学年に編入学した者

第 2 学年の第 3 観点における観点別学習状況の評価を上記 1 (5)イ(ア)により記入したもの（3 点×9 教科）及び第 3 学年の第 1 学期及び第 2 学期の成績を 9 0 点満点（1 0 点×9 教科）で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。学習成績の合計欄にある「1 4 4」を消し、「1 1 7」と記入してください。

イ ア以外の生徒の学習成績は、1の(5)のア及びイに基づき144点満点で算出してください。

ウ 過年度卒業生について、生徒指導要録に第1学年及び第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価の記載がない場合は、(1)ア(ウ)に準じて第3学年の評定によって90点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。第1学年の第3観点における観点別学習状況の評価の記載がない場合は、(1)ア(エ)に準じて第2学年の第3観点における観点別学習状況の評価及び第3学年の評定によって117点満点で算出したものを学習成績とし、調査書に記入してください。

(2) 外国の学校に在籍していた期間の成績等について

(1)のア及びウに掲げる者について、外国の学校での成績証明書がある場合は、その写し（中学校長が原本証明したもの）を調査書に添付して出願校に提出してください。この場合、調査書の「学習活動の記録」欄に「添付資料有り」と記入してください。添付資料については、教科名及び成績等について高等学校から問い合わせる場合があります。

(3) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄の記入について

現在在籍している中学校における活動に加えて、外国の学校における活動についても、次のア及びイの要領で記入してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動の成果が顕著であると確認できる場合は、その内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」欄には、外国の学校が発行した成績証明書等により、学習活動以外の活動について主な事実、実績等が確認できる場合に、その内容を記入してください。

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの

- (1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 1 3）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 通信制課程選抜

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）から同月 2 9 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、外国人・帰国生徒特別選抜及び成人特別選抜

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）から同年 2 月 1 8 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 二次選抜及び通信制課程二次選抜

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）午前 9 時から同年 3 月 1 8 日（水）正午まで

- (3) その他必要な事項については、別に定める「令和 8 年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 1 3）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 1 4）により、一次選抜においては、令和 8 年 1 月 1 4 日（水）から同年 2 月 1 8 日（水）午後 5 時までに、二次選抜においては、同年 3 月 1 8 日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次選抜においては、和歌山県の一般選抜等を受検している者に限ります。

4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見

込みのもの

二次選抜に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。ただし、三重県の後期選抜を受検している者に限ります。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式 14）により、令和 8 年 3 月 18 日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの

- (1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校を除きます。）に出願できます。
- (2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 13）により、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- (3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

令和 8 年 1 月 14 日（水）から同年 2 月 18 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで

6 出願当時は奈良県内外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの

- (1) 保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1 に準じて承認を得てください。
- (2) スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生活する者は、1 に準じて承認を得てください。

7 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1 に準じて承認を得てください。
- (2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式 16）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

8 その他

- (1) 志願者は、奈良県教育委員会事務局高校教育課高校入試の Web ページに掲載する「県外居住者及び県外中学校卒業者等の県立高校志願について」から、令和 7 年 1

0月頃に事前に資料請求をし、「令和8年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」を確認してください。

- (2) 志願者は、上記 1 から 7 により事前に奈良県教育委員会教育長の承認を得た申請書又は証明書を、各選抜の出願時にWeb 出願システムにより提出してください。
- (3) この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要なものは、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出てください。

1 証明書類

出願しようとする都道府県の入学者選抜要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等があります。

2 証明手続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)及び(2)によってください。市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等は、この手続をする必要はありません。各市町村教育委員会又は中学校で必要な手続を確認してください。

(1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類を受領してください。

(2) 次のア及びイの書類を高校教育課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願（様式 17）

3 その他

(1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。

(2) この証明を受けた者は、本県公立高等学校への出願は認められません。

〔参考〕 奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手続の流れ

